

## 論点整理

### 1 認証ADRの魅力を高めるための施策

#### ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化

各委員から各事業者が専門・得意分野を分かりやすくアピールすることが重要であるとの意見があり、ヒアリングにおいても、特に業界型の事業者等において、特定分野に特化した専門性の高いサービスが提供されていることが確認された。また、医療機関における事故原因の解明を求めるなどの不定型な申立てを受理し、あるいは休日時間外も含む長時間の期日の設定など、民間の認証ADRならではの柔軟な工夫等も紹介された。

そこで、検討会においても、各事業者がそれぞれの専門性、特殊性、長所を意識し、これを明確化することにより、認証ADRの魅力を高めていく具体的方策について検討することが考えられる。そのための方策の一つとしては、例えば、後記2ア記載の資料（各事業者の専門性・特殊性や当該事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料）の作成及びその過程における検討が考えられる。

#### イ 認証ADRのさらなる拡充

認証ADRの魅力を高めていくために、現在、認証ADRが存在しない業種や地域等への働き掛け等を積極的に行うことも考えられる。

#### ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策

認証ADRによる和解の実効性に関しては、和解の実効性の確保やこれによる認証ADR利用の動機付けのため、執行力の付与を求める意見があった一方、執行力の付与による問題の発生、たとえば、かえって紛争解決機能に悪影響を与えることなどや認証要件の厳格化を懸念する意見もみられた。ヒアリングにおいては、業界型の事業者等からは和解の不履行はさほど問題となっていないとの実情が紹介されたほか、簡易裁判所（即決和解）・公証役場（公正証書）との連携、仲裁合意の活用など、既存制度を活用した工夫例が紹介された。

そこで、検討会においては、上記の点を踏まえ、和解の実効性を確保するための方策について検討することが考えられる。

## エ 手続実施者等の質の向上

ヒアリングにおいて、手続実施者に対する研修の例や、利用者からのアンケート結果の手続実施者へのフィードバックなどの工夫が紹介されているところ、ADR手続実施者の質の向上は、認証ADRへの信頼性を向上させ、利用者にとっての魅力を高めていく上で重要な要素であると考えられる。また、手続実施者以外の認証ADRの職員の質の向上も重要であり、そのための取組みを行っている認証ADRも存在する。

そこで、検討会においては、手続実施者等の質の向上のあり方を検討し、その実例を紹介することなどが考えられる。

## オ 調停手続法の制定

調停手続の一般的なルール等の立法化については、従前から賛否両論の意見があり、ADR法制定時の国会審議の付帯決議においても言及されているところであるが、本検討会におけるヒアリング等においては、特にこれを要望する意見等はみられなかったところである。

そこで、検討会において、調停手続法の制定に関し、検討を行うこと自体の是非も含めて検討する必要がある。

## 2 認証ADRを利用しやすくするための施策

### ア 相談機関等との連携、広報

検討会において、認証ADRと相談機関との連携等に関し、認証ADRによる紛争解決につき潜在的なニーズをどのように吸い上げるかが重要であり、各種相談機関の相談をきっかけにADRを認知してもらう方策を検討すべきであるとの意見があったほか、国による広報の強化を希望する事業者もあった。また、ヒアリングにおいても、消費生活センターや地方公共団体の窓口などからの紹介がADR利用のきっかけとなっているなどの例が紹介されたほか、手続結果概要の公表等の実施や各種相談機関との連携や講師派遣などの実例も紹介された。なお、これまで、裁判所とADRとの連携の在り方等についても検討

がされている。

前記のとおり、専門性・特殊性等の意識化・明確化は、認証ADRの魅力を高めていくために有用であるが、これに加え、利用者や各種相談機関等に対し、効果的に認証ADRの意義と役割を伝達する手段が重要であると考えられる。そこで、例えば、各事業者の専門性・特殊性や当該事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料を作成することも考えられる。

#### イ 法律扶助の活用

検討会において、ADRに理解があるような扶助制度が必要であるとの意見が出されていることから、ADRにおける法律扶助の利用について検討することが考えられる。

#### ウ 時効中断効

ヒアリングにおいて、ADR法第25条に規定する時効の中断に関して請求の特定の判断が困難である、時効中断効を得るため主張書面等を書留郵便に付しており、通信費がかさんでいるなどの指摘がなされているところ、時効の点を気にすることなく安心して認証ADRを利用することができるための方策等について検討することが考えられる。

### 3 認証ADRの基盤強化、監督関係その他

#### ア 関連機関との連携等

ADR機関相互の連携を図ることなどを目的として、平成22年9月に一般財団法人日本ADR協会が設立され、現在まで活発に活動している。このような業界団体や学会、相談機関等を含む関連団体、関係省庁、地方公共団体等、さらには各事業者相互間の連携の在り方について、協議会の開催等も含めて検討することが考えられる。

#### イ 財政基盤の充実

人材確保や永続的組織運営の観点から財政基盤の充実が必要である旨の意見が述べられた。財政基盤の強化のあり方については、これを正当化する根拠に加え、実現可能性があり、かつ、当該事業者の属性や実施状況等を踏まえた方策を検討する必要がある。

## ウ 守秘義務の法定

現行法下においても認証ADRは民事上の守秘義務を負っていると解されるどころ、さらに、その信頼性を高めるための方策の一つとして、守秘義務の法定を希望する事業者もある一方、これを認める場合、守秘義務違反の罰則規定など規制強化につながるおそれもある。そこで、検討会において、守秘義務を法定することの是非について、検討することも考えられる。

## エ 弁護士の関与の在り方

現行法下においては、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていることが認証要件の一つとされているところ、これを緩和するか否かを含めた弁護士の関与の在り方については様々な意見があるところであり、この点について検討することが考えられる。

## オ 提出書類の合理化

認証申請や変更届、事業報告における書類の合理化について、多くの事業者から負担が重いとの指摘があった。特に役員の兼業届については、認証ADRの母体が多数の役員を有する場合などに強い負担感があることが確認された。そこで、提出書類の合理化の是非及び範囲等について検討することが考えられる。